

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等	社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
[略]				[略]			
5 [略]	[略]			5 [略]	[略]		
6 婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）	社会福祉法第65条第1項	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）				
7 [略]	[略]			6 [略]	[略]		
				7 女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）	社会福祉法第65条第1項	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）
7の2 [略]	[略]			7の2 [略]	[略]		
[略]				[略]			

<p>15 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第1項及び第2項</p>	<p>指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）</p>
<p>[略]</p>			

<p>15 削除</p>			
<p>[略]</p>			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。